



◆よく考えよう！「住宅改修」

●住宅改修とは

介護保険では、高齢者が在宅で自立した生活が実現できるように、廊下やトイレ（便器の取替えについては、便器代のみ）、玄関などの段差解消や手すりの取り付けといった小規模な工事を対象に、改修費（生涯で最大20万円）の9割分を支給するサービスがあります。この住宅改修には、高齢者の自立支援のほかに、普段介護をしている人の負担を減らしてくれる目的も含まれています。

全国的に広い範囲で高齢者をターゲットにした悪質なりフォーム会社による被害が急増していますので、介護保険の住宅改修をするときは、必ず介護計画を立てる人（ケアマネジャー）に相談をしてから進めるようにしましょう。また、悪質業者による被害の防止策として、介護保険の対象になるかどうかの審査を事前に役場で受けることも義務付けられています。

●本当に改修が必要かな？事前によく考えよう！

住宅改修費の支給は、生涯で20万円までとなっています。

手すりや段差解消の設置をしたほうが楽だからといって安易に改修してしまえば、本当に必要になったときに全額自費でしなければならなくなる可能性があります。

本当に必要かどうかをよく検討してから進めていく必要があります。



※改修費は、いったん利用者が全額負担します。後日、介護保険の適用になる改修費の9割分が払い戻されます。

大崎町の介護保険事業の報告

介護保険事業の実績についての報告（利用者の1割負担を除いた大崎町の支払い分）

第1号被保険者（65歳以上の人）		4,793人	平成19年5月 末日現在
要介護（支援）認定者		768人	
給付実績	在宅介護サービス費	25,829,685円	平成19年4月 の給付実績
	施設介護サービス費	45,155,099円	
	その他（介護予防サービス費も含む）	21,639,223円	
	介護サービス費 合計	92,624,007円	